



2020年12月1日
<MFJ第20-27号>

国内規律裁定委員会 裁定

2020年11月20日、MFJ本部にて開催された国内規律裁定委員会において審議され、以下の処分が決定された。

1. 審議内容

2020年11月11日、モトクロス国際A級 成田 亮 選手が交際相手に暴力行為を行った罪で略式起訴され、罰金30万円の略式命令を受けた。

本件は、MFJ国内競技規則第4章 MFJ 裁定規則 41 懲罰基準、「モーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行った場合」に抵触するものであり、国内規律裁定委員会において審議された。

2. 対象者 成田 亮 (モトクロス国際A級)

3. 裁定結果

- * MFJモトクロス競技ライセンスの資格剥奪処分とする。
- * 罰金50万円とする。

以上

(一財) 日本モーターサイクルスポーツ協会
国内規律裁定委員会